

## 各論その5

### 男女平等社会の実現に向けた平等参画の強化

#### 1. あらゆる分野における男女平等参画の推進

- (1) 労働組合における男女平等参画推進の最大の課題である女性役員拡大をめざす連合「第4次男女平等推進計画（2013～2020年）」の達成をめざし取り組みを進める。具体的には、全組織で統一目標である以下の実行をはかる。
  - ・行動目標：①運動方針へ男女平等参画の推進を明記する。
  - ・数値目標：②女性役員ゼロ組織をなくす。  
③女性組合員比率に応じた役員を配置する。
- (2) 連合岩手における、参画推進計画の達成状況を踏まえ「男女平等参画推進計画」の着実な実行をめざし、労働組合における女性の参画を推進する。
- (3) 「連合版ジェンダー監査」を活用し、連合岩手、構成組織は男女平等参画の推進に取り組む。
- (4) 男女共同参画社会基本法の積極的推進をはかるため、連合の「男女平等参画推進マニュアル」を活用し、積極的な推進に取り組む。
- (5) 男女平等課題、男女がともに組合活動を担う意義を学び実践につなげるため、組織のリーダーを対象に「男女平等講座」を開催する。

#### 2. 男女間の賃金格差是正、男女雇用機会均等法の職場への定着

- (1) 募集・採用から定年・退職、解雇まで雇用の全ステージにおける男女間格差の是正、男女雇用機会均等法に関する点検・定着活動に取り組む。
- (2) 男女間賃金格差を是正するため、春季生活闘争等において賃金改善の取り組みを推進する。
- (3) 家族手当などの生活関連手当の「世帯主要件」の廃止に向け先進事例の提供等につとめる。
- (4) パート・派遣・契約労働者のうち女性が約80%であることを踏まえ、パートタイム労働者の均等待遇、有期契約労働者の均等待遇を規定する労働法の実現に向け、連合本部と連携して取り組む。
- (5) 「子ども・子育て支援」新制度の着実な実施とすべての子どもの豊かな育ちの環境整備に向け取り組む。
- (6) 改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の職場への定着を促進する。

#### 3. 女性委員会の活動強化と女性リーダー等の養成に向けた取り組み

- (1) 「中央女性集会」「女性リーダー養成講座」や東北ブロック主催の「女性会議」への積極的な参加につとめる。
- (2) 6月の「男女平等月間」を中心に、男女平等課題を組織内外へ周知する取り組みを展開する。また、あわせて女性の働き方に特化した「労働相談」活動を実施

する。

- (3) 各種審議会・協議会への派遣に向け、その環境整備に取り組む。
- (4) 女性労働に関わる情報、男女平等参画の取り組み、女性委員会の活動等の情報提供につとめる。また学習会などでの活用に向け器材・資料提供につとめる。
- (5) 女性委員会と男女平等推進委員会の役割・活動分野の明確化をはかり、有機的な連携により活動の推進をはかる。

#### 4. 国内外の女性運動との連携

- (1) ITUC(注1)、ITUC-AP(注2)等、「男女平等運動」に連帯し「3.8国際女性デー」等の活動に取り組む。
- (2) 運動の目的が一致するNGO、NPO、女性団体との交流を深める。

(注1) ITUC

国際労働組合総連合 (ITUC: The International Trade Union Confederation) は、2006年11月、それまでの国際自由労連 (ICFTU)、国際労連 (WCL)、そして、いずれの国際労働組合組織にも加盟していなかった8つの組織と共に結成された。結成大会は、オーストリアのウィーンで開催された。世界157の国・地域の312組織を通じて、約1億7,000万人の労働者が加盟し(2008年12月現在)、実質的な意味で国際労働運動を唯一代表する組織といえる。

(注2) ITUC-AP

ITUCのアジア太平洋地域組織